

5. 保険事故発生時の対応・ 保険金支払いと回収の概要



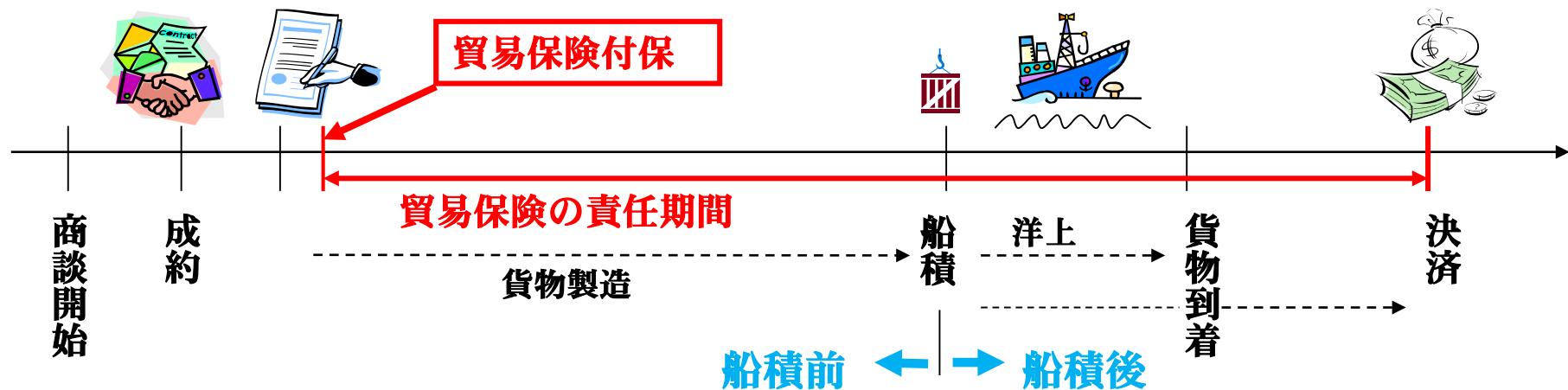
目次

- (1) てん補事由
- (2) 支払金額の算出方法
- (3) 保険金支払までの手続き
- (4) 注意が必要なポイント
- (5) 債権回収
- (6) サービサー回収制度
- (7) 保険事故関連のお問い合わせ先
- (8) 参考資料

(1) てん補事由

(1)てん補事由

貿易保険のてん補事由



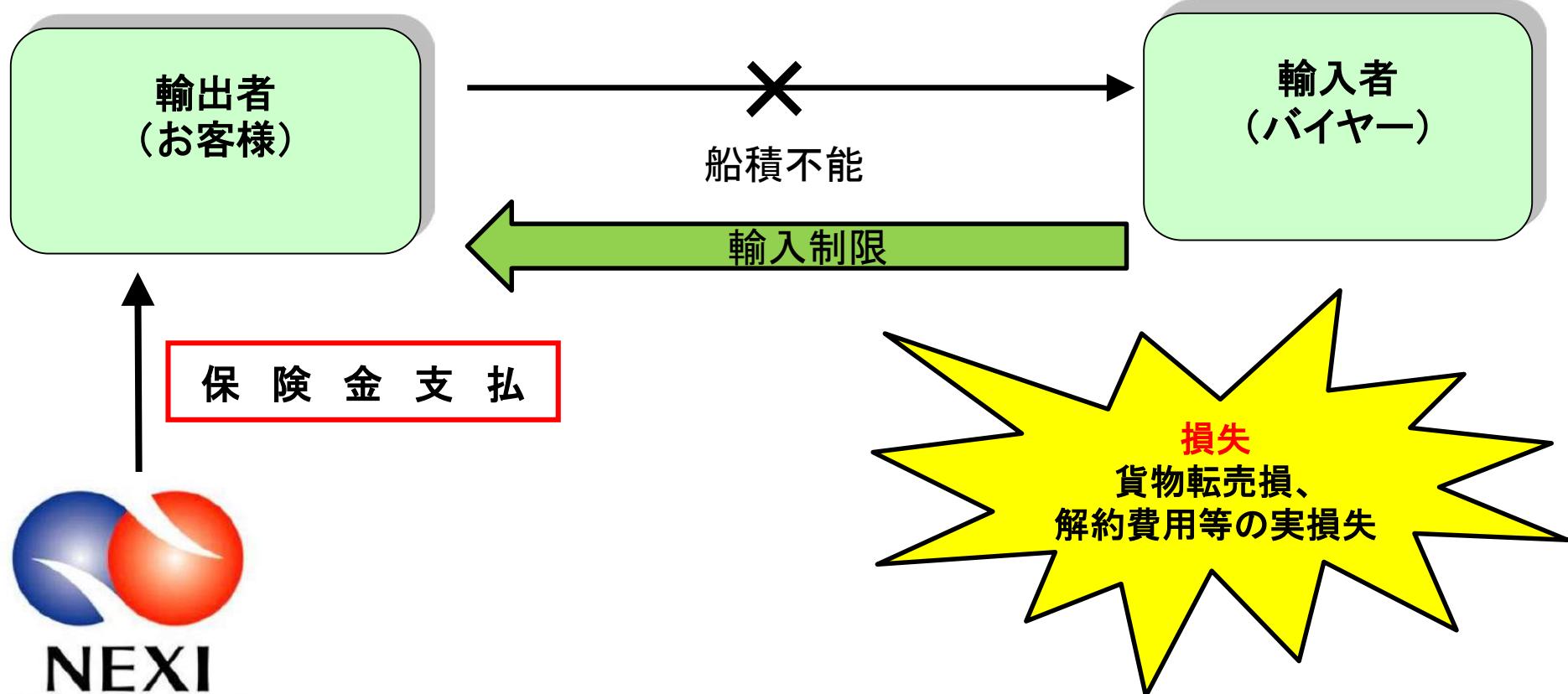
	船積前の事故【輸出不能】	船積後の事故【代金回収不能】
非常リスク	①為替取引の制限・禁止 ③戦争・内乱 ⑤政府間合意に基づく債務繰り延べ等の外貨送金遅延 ⑥我が国の輸出制限・禁止（船積前のみ）	②仕向国の輸入制限・禁止 ④仕向国への輸送の途絶 など
信用リスク	•バイヤーの破産または破産に準ずる事由 •公的バイヤーの一方的契約破棄 （民間バイヤーによる契約キャンセルは対象外）	•バイヤーの破産 •バイヤーの3月以上の債務履行遅滞

(1) てん補事由

～新たな輸入規制導入により損失が発生したケース～

A (非常・船積前／輸出不能)

＜事故原因＞保険責任期間開始後、輸入国が新たな輸入規制を導入したため、
輸出出来なくなった。(非常リスクによる輸出不能)

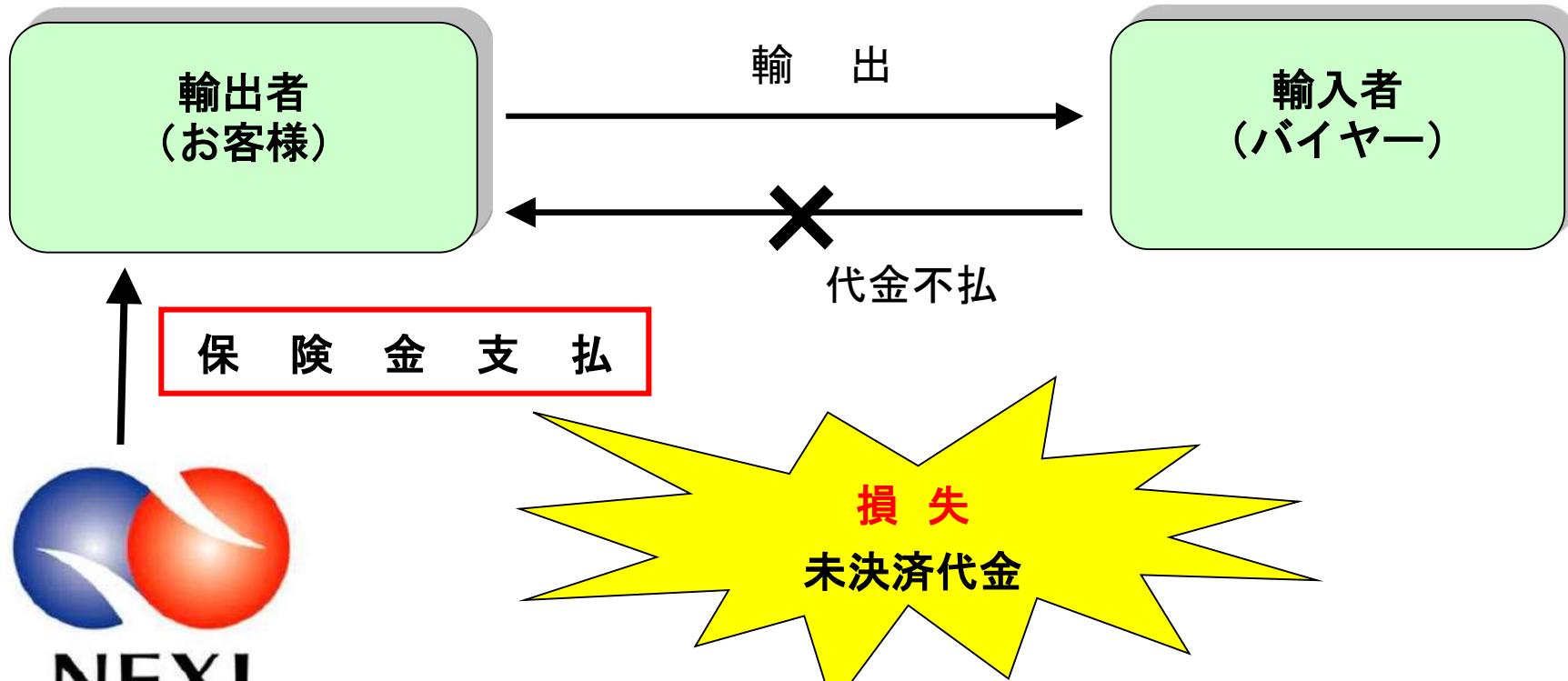


(1) てん補事由

～外貨不足により損失が発生したケース～

B (非常・船積後／代金回収不能)

＜事故原因＞中米のB国向けに輸出を行ったが、外貨不足を理由に代金回収が不能となる。
(非常リスクにより代金回収不能)



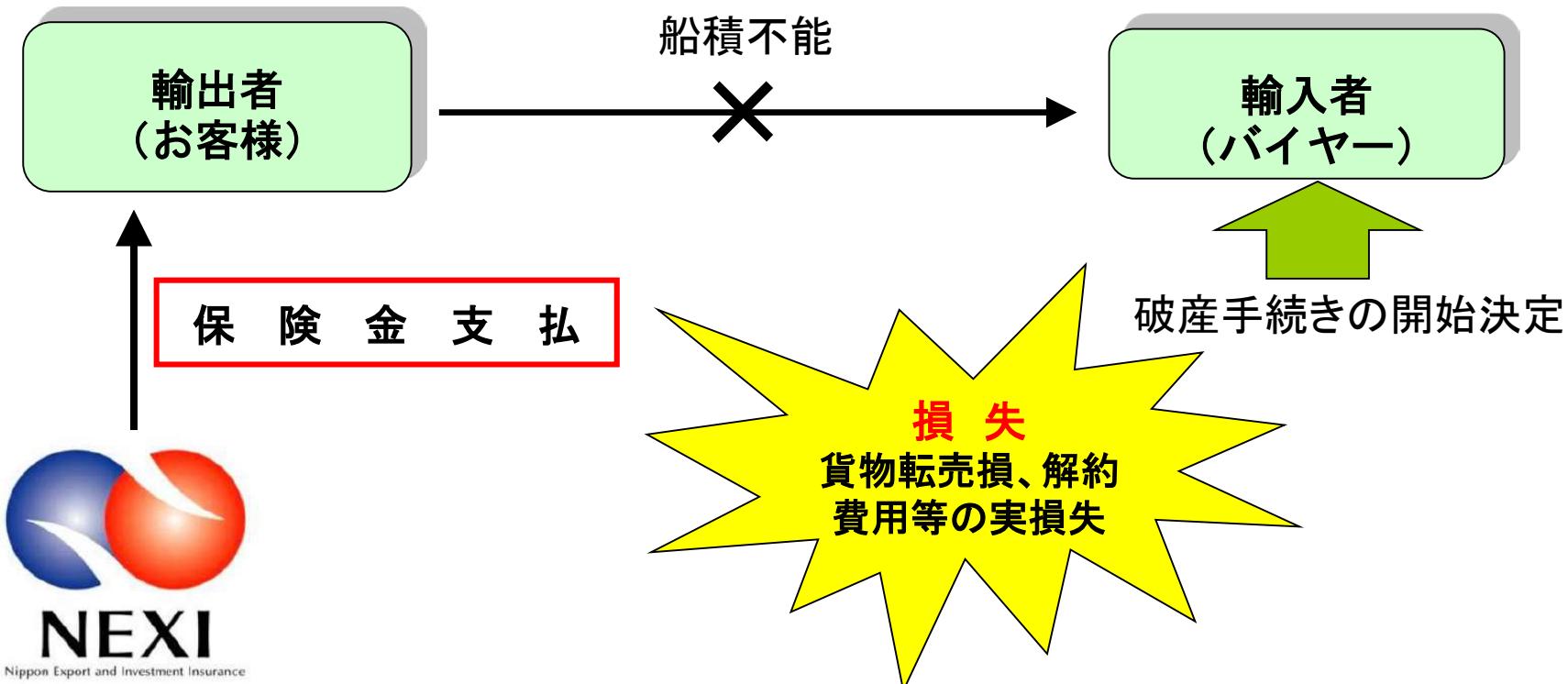
(1) てん補事由

～バイヤーの破産手続き開始の決定により損失が発生したケース～

C(信用・船積前／輸出不能)

＜事故原因＞輸出契約締結後、貨物の製造途中でバイヤーが破産。

現地裁判所による「バイヤーの破産手続き開始決定」の公示がなされ、
貨物の輸出が出来なくなった。(信用リスクによる輸出不能)

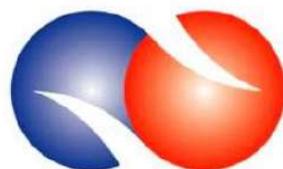
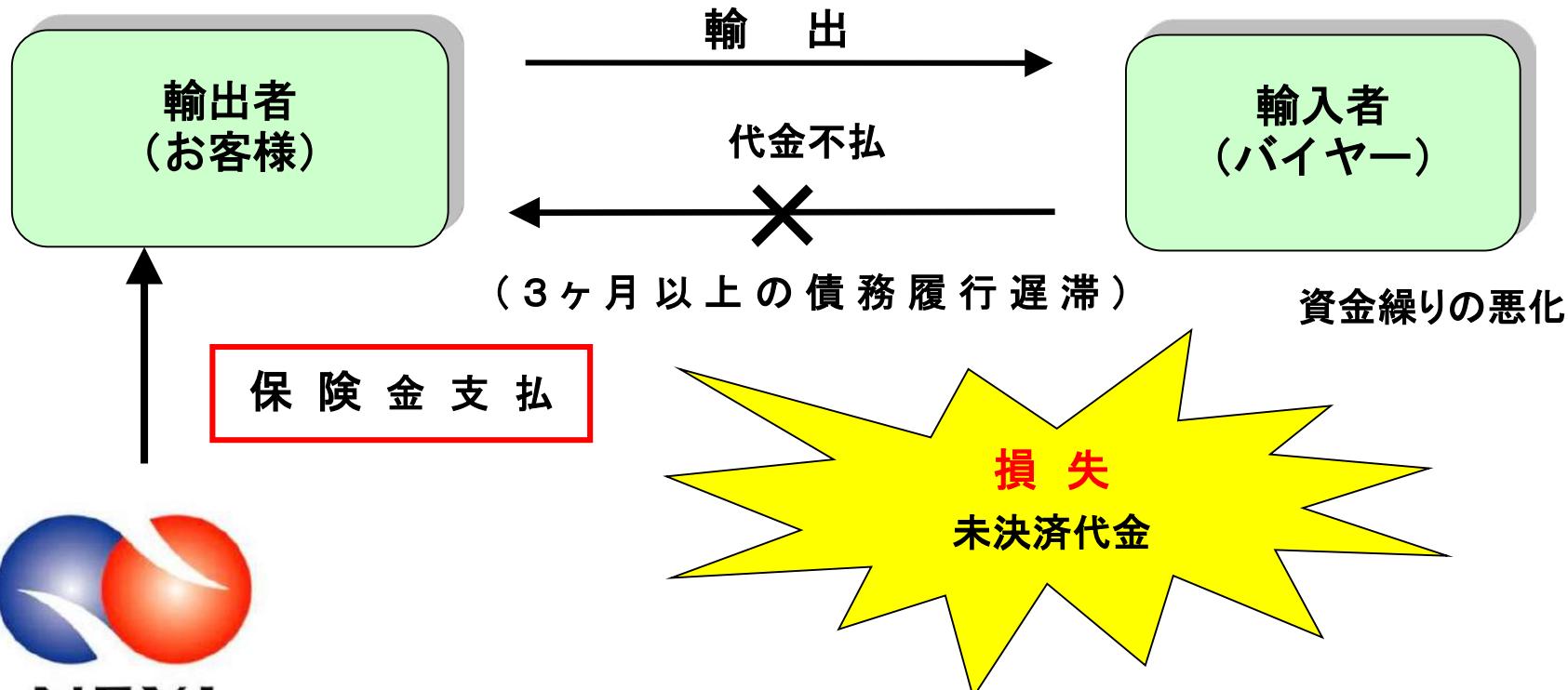


(1) てん補事由

～支払人の資金繰り悪化に伴う代金回収不能事故～

D(信用・船積後／代金回収不能)

<事故原因>為替変動に起因するバイヤーの資金繰り悪化。(信用リスクによる回収不能)



(2) 支払金額の算出方法

(2) 支払金額の算出方法

てん補の対象となる損失

船積前事故＝輸出不能

○船積みできなくなった貨物の転売・処分損が対象

損失額の算定では貨物の製造・仕入原価が対象となります。

転売に係わる費用も対象となりますが、保険対象契約に係わる期待利益や未支出の費用は対象外です。

船積後事故＝代金回収不能

○未回収となった輸出・仲介貿易代金(後払額)が対象

(2) 支払金額の算出方法

保険金計算例(船積前事故＝実損てん補制)

貿易一般保険(設備財)包括保険(船積前・輸出不能)の例

支払保険金 = 損失額 × てん補率 (非常危険 95%
信用危険 80%) または 保険金額 のいずれか小さい方

保険金計算例 (船積後事故＝比例てん補制)

貿易一般保険(設備財)包括保険(船積後・代金回収不能)の例

支払保険金 = 損失額 × てん補率(保険証券記載の付保率)

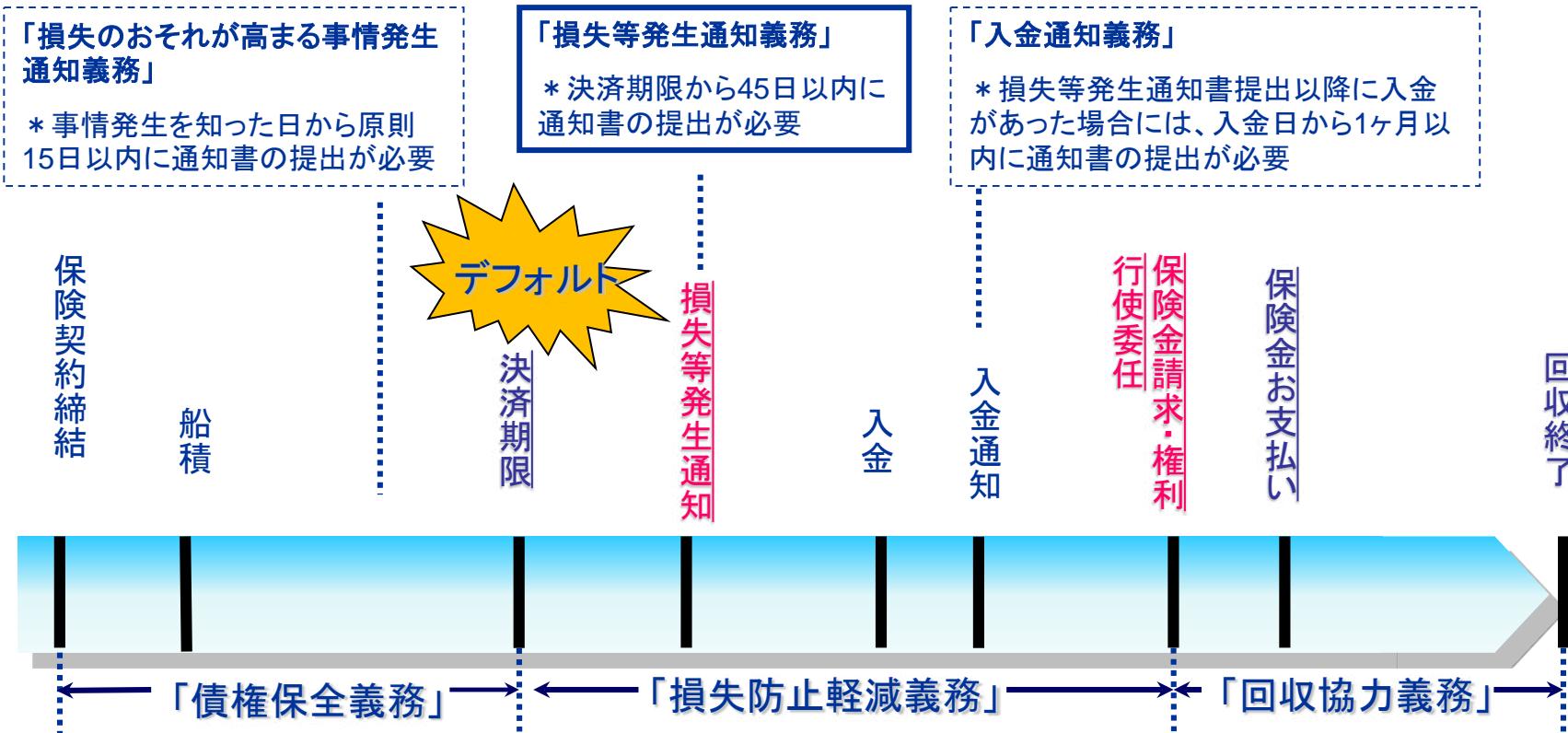
支払保険金額算出方法の具体例は、(8)参考資料に記載しております。

(3) 保険金支払までの手続き

(3) 保険金支払までの手続きの流れ

事故発生時のフロー

<貿易一般・船積後代金回収不能の場合>



各手続の詳細は(8)参考資料に記載しております。

(3) 保険金支払までの手続き

保険金請求に必要な提出書類(その1)

<貿易一般・船積後代金回収不能の場合>

- 1. 保険金請求書**
- 2. 保険金請求経緯書**
- 3. 未決済の事実及び当該未決済額を確認できる書類**

- ・支払人が未決済額を確認した書類(債務確認書等)
- ・被保険者が未決済額を表明した書類等

- 4. 保険事故を確認できる書類**

- ・破産手続開始の決定の場合には現地裁判所の公告、
破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類

- 5. 輸出契約等の成立及び内容を確認できる書類**

- ・輸出契約書等、契約当事者双方のサインを確認できるもの

(3) 保険金支払までの手続き

保険金請求に必要な書類(その2)

6. 船積の事実及び内容を確認できる書類

- ・B/L、インボイス等船積書類の写し

7. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類の写し

- ・支那人への督促を確認できる書類
- ・貨物の保全が可能な場合は、保全したことを確認できる書類

8. 過去の取引状況を確認できる書類

○以上は主な必要書類の例示です。

詳細は、各保険種の「手続細則」をご覧ください。

○保険金請求書類の準備にあたり、不明な点がありましたら、
ご遠慮なくNEXIにお問い合わせください。

(4) 注意が必要なポイント

(4) 注意が必要なポイント

◆請求時に確認するお客様の約款上の義務

- ①告知義務
- ②債権保全義務
- ③損失防止軽減義務
- ④各種通知義務(事情発生通知・損失等発生通知・入金通知)

◆その他主な留意点

◆保険金がお支払いできない事例

(4) 注意が必要なポイント

① 告知義務

保険申込み時の告知事項

1. バイヤーとの既存のお取引で期日通りに決済されず、**45日以上の延滞**が発生しており、保険申込時点に解消していない（既存のお取引とは、貿易保険の対象契約だけでなく、保険をご利用いただいている契約も含まれます）。
2. 保険申込時点で、バイヤーが**操業停止状態**にある又は**破産や会社更生**の準備段階にある。
3. その他、損失を受けるおそれのある重要な事実
(債務超過、私的整理、他の債権者による差し押さえ等)を把握している。

※告知内容によっては、保険をお申込みいただいてもお引受できない場合があります。
また、お客様が、告知事項について、故意又は過失によって、これを告げず、
又は真実でないことを告げたときは、保険契約を解除する場合があります。

(4) 注意が必要なポイント

②債権保全義務

貿易保険が付保されている債権について、
貿易保険が付保されていない場合と同様の注意をもって管理保全
に努めてください。

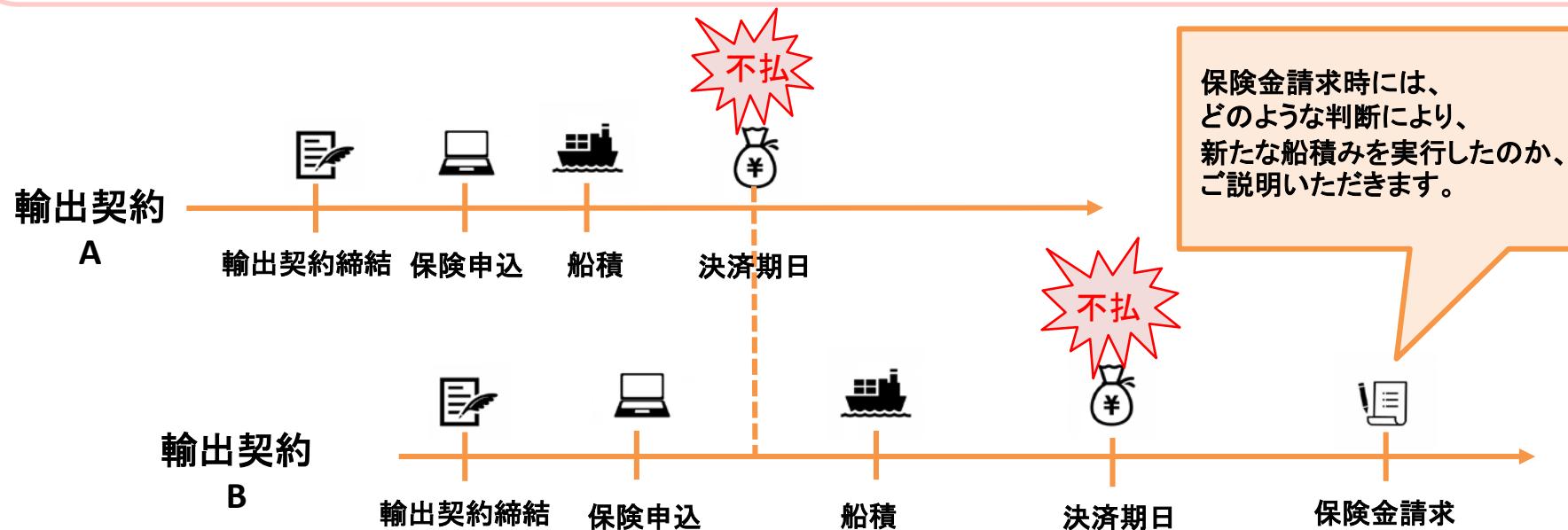
③損失防止軽減義務

損失発生に関する情報収集・分析、債権者が輸出契約上有する権利の行使、
また実施しておく必要がある債権者の権利保全のための措置等、
損失を防止し軽減するため一切の合理的な措置を実施する必要があります。
※損失防止軽減措置を講じた事項について、
エビデンスとなる書類、バウチャー類を取得し保存してください。

(4) 注意が必要なポイント

債権保全義務・損失防止軽減義務違反に該当する事例

既に延滞が発生している、又は財務状況が悪化していることを知っている状況で、合理的な理由なく新たな船積をし、結果的に延滞事故になった場合には、保険金をお支払いできない可能性があります。
決済遅延発生時に未船積みの輸出契約残がある場合には、NEXIにご相談ください。



(4) 注意が必要なポイント

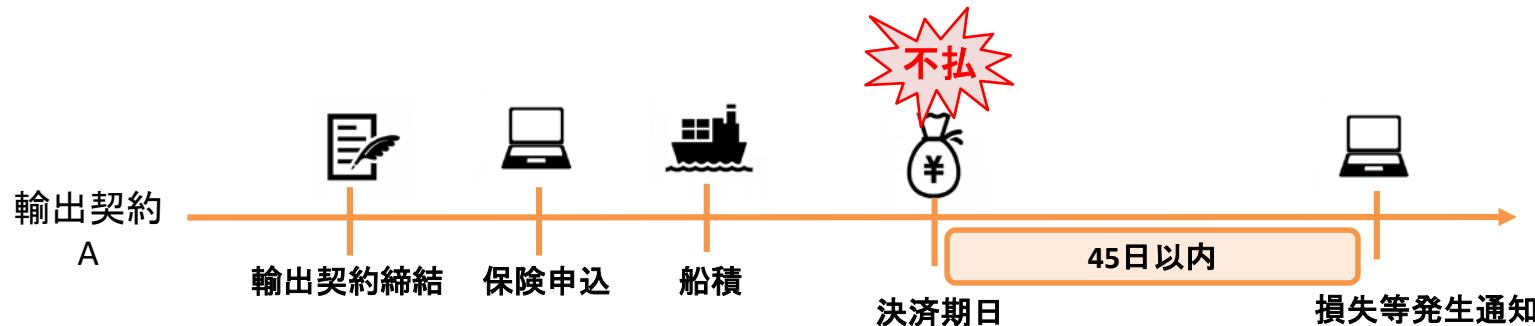
④各種通知義務(事情発生通知、損失等発生通知、入金通知)

事情発生通知、損失等発生通知、入金通知を通知期限内に必ず提出してください。
(※提出を怠ると、保険金のお支払いができない場合があります。)

～損失発生通知の場合～

決済期日を過ぎても全額入金とならない場合、**決済期日から45日以内に**
NEXIに損失等発生通知を提出していただきます。

本通知は、**不払の事由や保険金請求意向の有無に拘わらず**、ご提出いただくものです。



通知漏れの事例は(8)参考資料に記載しております。

(4) 注意が必要なポイント

その他の主な留意点

◊書類の保管をお願いします◊

保険金請求書類が準備できない場合、保険金のお支払いに支障が生じることもあります。特に、輸出契約や代金に関するエビデンス取得・保管には、十分な注意が必要です。エビデンスレスで保険申し込みの場合でも、事故時にはエビデンスの提出が必要です。
両者サインのある契約書も必要となりますのでご注意願います。

◊クレームがある場合◊

輸出契約等の相手方等と契約履行について紛争(クレーム等)がある場合には、
保険金のお支払いを留保する場合があります。

◊保証金等がある場合◊

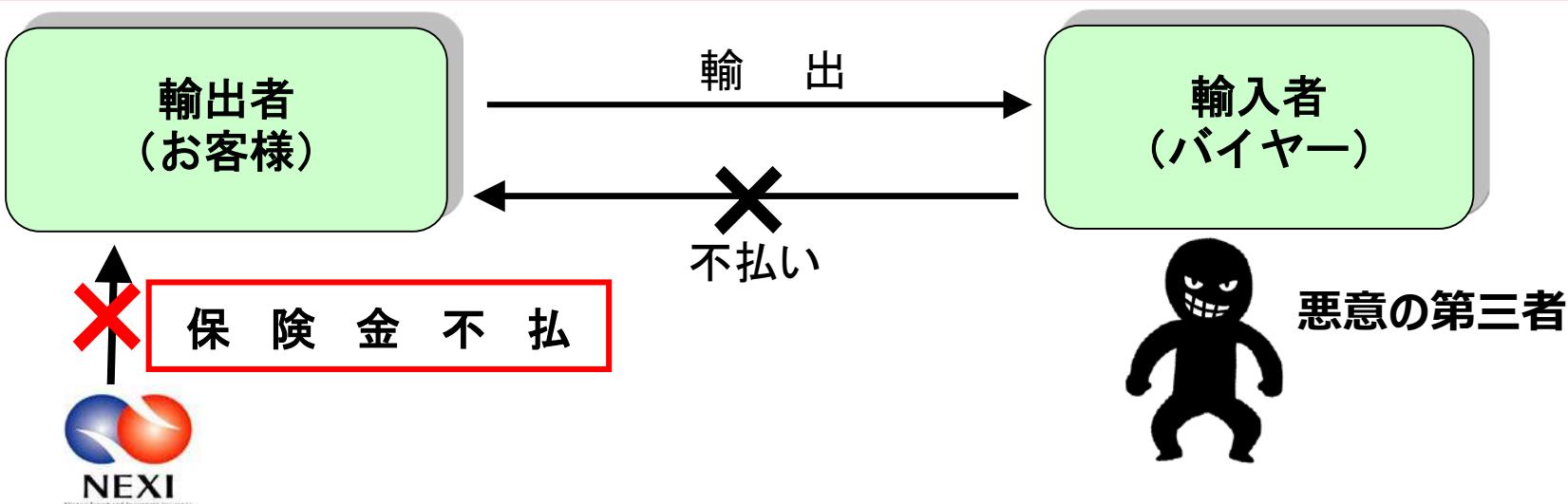
お客様が輸出契約等の相手方や第三者から付保対象の取引について
保証金、預かり金、担保等(「保証金等」といいます。)を受領されている場合、
当該保証金等に相当する金額部分については、保険金支払いの対象となりません。

上記留意事項の詳細は(8)参考資料に記載しております。

(4) 注意が必要なポイント

保険金がお支払いできない事例

近年、輸出者とバイヤーの間に詐欺グループが介在した取引や、
悪意の第三者がバイヤーになりました取引の相談が増えています。
このような場合、債務確認がとれず保険金をお支払できることになります。



その他免責・不払事項は(8)参考資料に記載しております。

(5) 債権回収

(5) 債権回収

➤ 保険金請求時

NEXIに対する権利行使等委任

保険金請求時に、保険金請求対象となる輸出契約等に係る権利について、権利行使等をする権限をNEXIに委任していただきます。

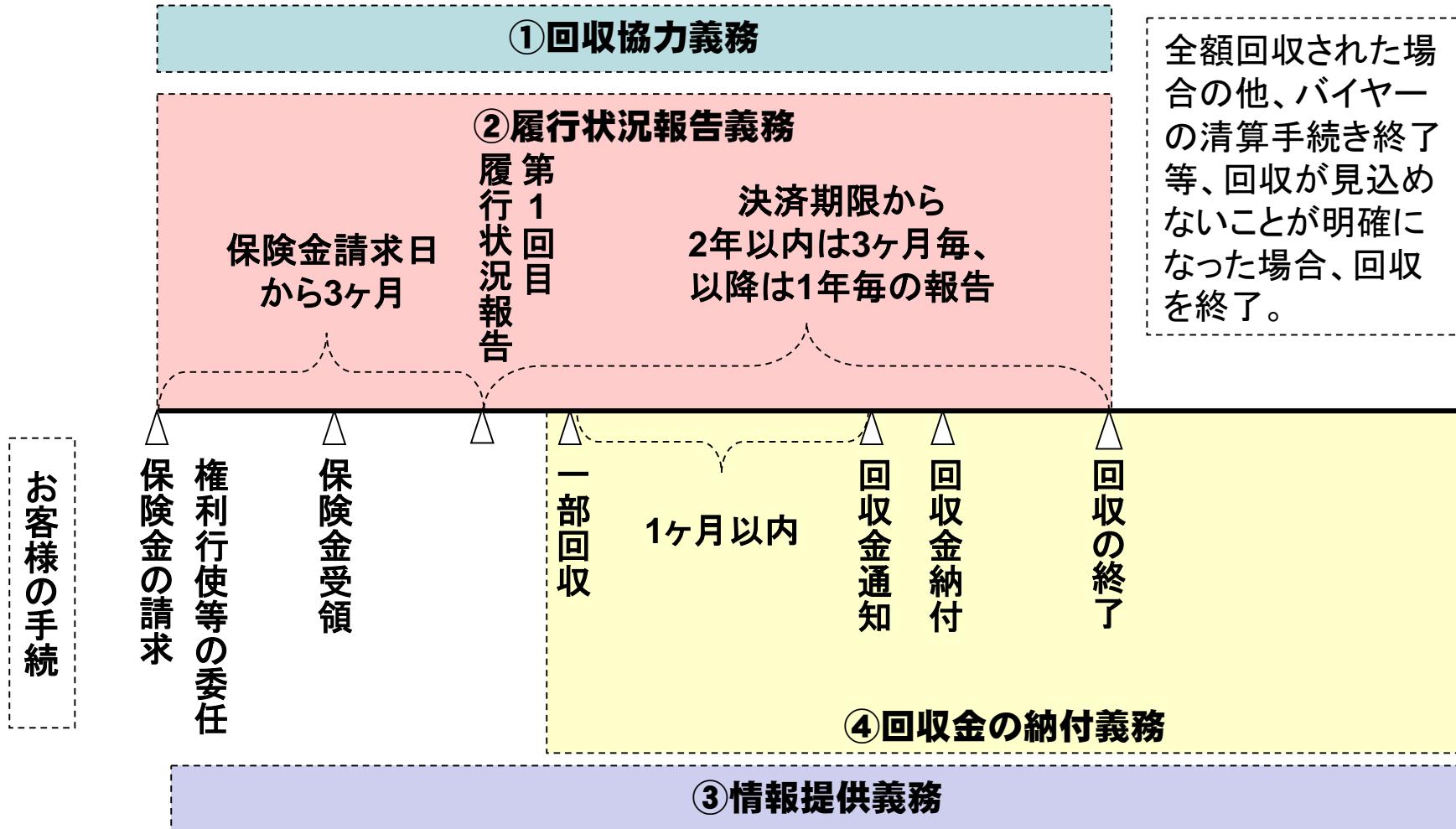
NEXIによる回収方針決定

サービスによる回収

お客様による回収(被保険者回収)

(5) 債権回収

➤ 回収に関する手続と義務



(5) 債権回収

➤ 保険金請求後の回収に関する義務

回収に関する義務は、主に以下の4つに分類されます。

① 回収協力義務

② 履行状況報告義務

③ 情報提供義務

④ 回収金の納付義務

(5) 債権回収

➤ ①回収協力義務

- 原則として、保険金支払以降はサービス一回収に移行いたします。
- ただ、お客様側で回収交渉を継続いただくことが合理的と判断される場合等には、NEXIよりお客様に必要な行為の実施をお願いする場合があります。その場合は、指示の通り回収に協力していただく必要があります。

具体例) 回収交渉のための出張、
債権登録手続、裁判手続

(5) 債権回収

➤ ② 履行状況報告義務

NEXIから回収につき指示があった場合には、指示内容の履行状況について定期的にご報告ください。

(報告頻度)

決済日から2年以内	: 3ヶ月に1度
決済日から2年経過後	: 1年に1度

➤ ③ 情報提供義務

債務者の財産に対し法的手続が行われたこと(e.g.破産)、既に行われている法的手続に変化が生じたことを知った時には、上記の履行状況報告義務とは別に、NEXIへご報告いただく必要があります。

(5) 債権回収

➤ ④回収金の納付義務

バイヤーからお客様へ直接支払があった場合には、回収金受領日から1ヶ月以内にNEXIへ通知してください(※)。その後、NEXIが計算した納付額を指定日までにお振り込みください。

(※)通知書の提出が遅れると違約金が発生しますので注意が必要です。

(5) 債権回収

➤ 回収費用の負担

- 回収の履行において費用が生じた場合、NEXIとお客様の債権額に応じた按分負担となります。

(例) サービサーの成功報酬、回収交渉のための出張費用、バイヤーの資産調査費用等
- ただし、最終的に回収費用が回収金を超過した場合は、超過分費用はNEXIが全額負担いたします。

(5) 債権回収

➤ 回収方針と回収行為の具体例(その1)

回収状況	バイヤーが輸出代金支払いを延滞し、保険事故が発生。被保険者はメールと電話で督促を試みるも、連絡がなかなかつかない状況。
回収方針	当面、サービスからバイヤーに対する督促を継続する。一定期間内に支払がなければ、法的措置開始を検討する。
回収行為	サービスからバイヤーに対する督促・交渉を行い、バイヤーとリスケ契約を締結して回収を図る。

※回収状況の変化に応じ回収方針を変更します。

(5) 債権回収

➤ 回収方針と回収行為の具体例(その2)

回収状況	リスケ契約を締結したが、契約通り支払ってきたのは1回きりで、バイヤーが破産した。
回収方針	バイヤーの管財人に対し、債権登録を行い、配当金の受領を待つ。
回収行為	被保険者による債権登録、及びその後の配当手続が完了するまでモニタリングする。

(6) サービサー回収制度

(6) サービサー回収制度

➤ サービサー回収制度①

- サービサーとは、債権者から委託を受けて債権回収を専門に扱う会社、又は弁護士事務所のことです。
- 自らの拠点事務所もしくは提携法律事務所等との協力により回収を実施します。

➤ NEXIが提携しているサービサーの例

1. ABC-AMEGA Inc. (米)
2. Clyde & Co (英)
3. Global Recovery Group (米)

(6) サービサー回収制度

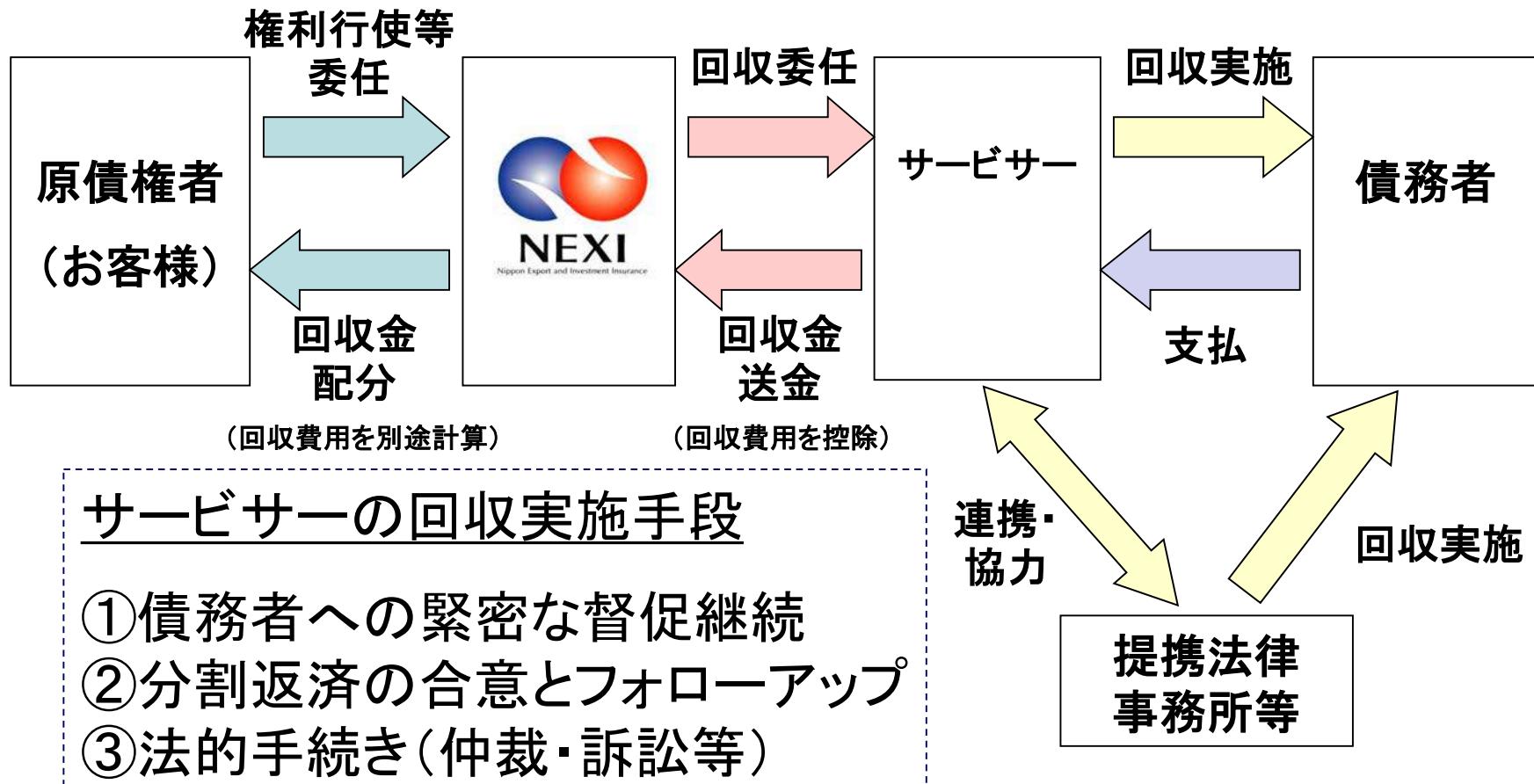
➤ サービサー回収制度②

サービサー活用のメリット

- ◆ 債権管理・回収業務アウトソースによるお客様の業務負担軽減
- ◆ 債務者所在国固有の債権回収に関する慣習、法制度に関する知見・情報の利用
- ◆ 債務者との緊密な回収交渉が可能

(6) サービサー回収制度

➤ サービサー回収制度③



(7) 保険事故関連のお問い合わせ先

保険事故・保険金請求・債権回収に関するご質問は、
ご遠慮なく下記までお願いいたします。

＜お問い合わせ先＞

債権業務部 査定グループ・回収グループ

TEL:0120-673-094(フリーダイヤル)

(8) 參考資料

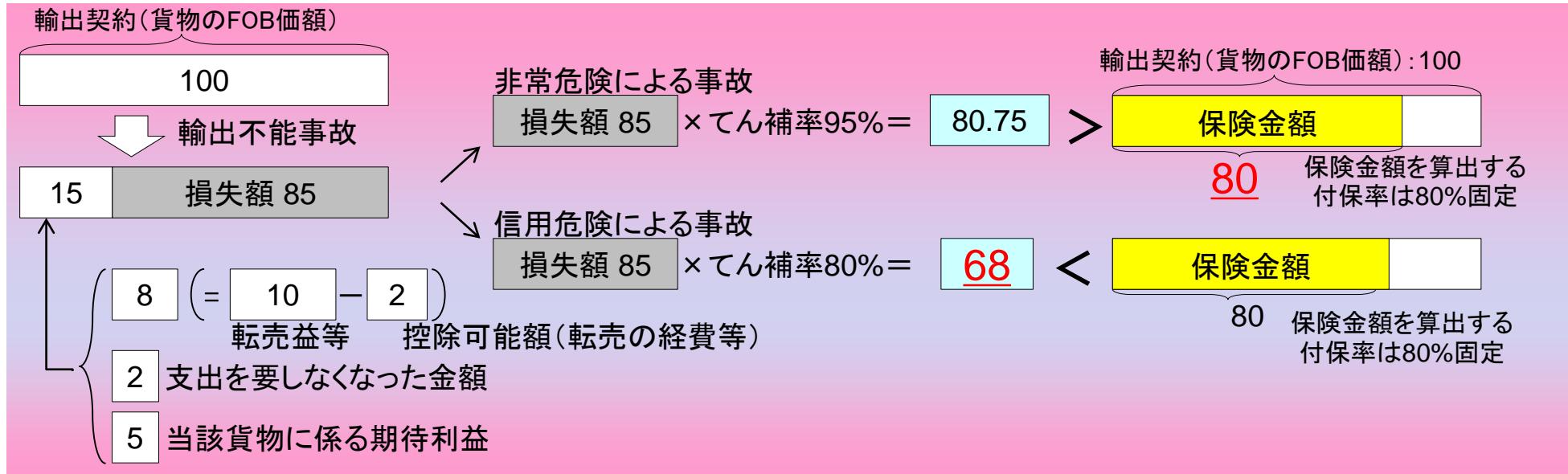
支払金額の算出方法

保険金計算例(船積前事故＝実損てん補制)

貿易一般保険(設備財)包括保険(船積前・輸出不能)の例

支払保険金 = 損失額 × てん補率 (非常危険 95%
信用危険 80%) または 保険金額 のいずれか小さい方

以下の事例では非常危険の場合は80百万円、信用危険の場合は68百万円のお支払いとなります。 (単位:百万円)



支払金額の算出方法

保険金計算例（船積後事故＝比例てん補制）

貿易一般保険(設備財)包括保険(船積後・代金回収不能)の例

$$\text{支払保険金} = \text{損失額} \times \text{てん補率(保険証券記載の付保率)}$$

以下の事例では非常危険の場合は97.5百万円、信用危険の場合は90百万円のお支払いとなります。(単位:百万円)

輸出契約上の代金額(未回収額) : 100

非常危険による事故 損失額100 × てん補率97.5% = 97.5

信用危険による事故 損失額100 × てん補率90% = 90

※保険金額の範囲内

保険金支払までの手続き

① 事情発生の通知

損失を受けるおそれがある高まる事情発生を知った時(※)には、これら情報を確認した日から原則15日以内に「**事情発生通知書**」を提出します。

(※)貿易一般保険(個別保険)の例:

- バイヤーの債務保証契約等の変更や破棄
- バイヤー・支払人・信用補完措置を行う者の破産手続き開始の決定やこれに準ずる事由の発生
- プロジェクト遂行を著しく阻害する環境社会配慮上の問題発生

保険金支払までの手続き

② 損失等発生の通知

輸出不能事故や代金回収不能事故等が発生した場合には、
損失の発生もしくは決済期限から45日以内に「損失等発生通知書」を提出します。

※以下の保険種については、WEB上で損失等発生通知が行えます。

- ・貿易一般保険(船積後のみ)
- ・中小企業・農林水産業輸出代金保険

保険金支払までの手続き

③ 入金通知

損失等発生通知を提出いただいた後、輸出契約等の相手方から入金があった場合には、入金日から1月以内かつ保険金請求前に「入金通知書」を提出します。

※以下の保険種については、WEB上で入金通知が行えます。

- ・貿易一般保険(船積後のみ)
- ・中小企業・農林水産業輸出代金保険

保険金支払までの手続き

④ 保険金の請求(その1)

- ・損失等発生通知を行った日以降、保険金の請求ができます。
- ・保険金請求期間は、請求が可能となる日から9ヶ月以内*です。

*「3ヶ月以上の債務履行遅滞」の場合は、決済期限から3ヶ月を経過した日以降、決済期限から9ヶ月以内です。

保険金支払までの手続き

④ 保険金の請求(その2)

- 特に調査を要する場合を除き、NEXIは原則2ヶ月以内に保険金をお支払いいたします。

注意が必要なポイント

通知漏れの事例

- ①通知提出期限の起算日である「損失の発生した日」を正しく認識していなかった。
- ②支払から送金を行ったとの連絡があり、入金を待つ内に通知期限を超過してしまった。
- ③支払遅延の理由は支払側の事務手続きの問題であるから、信用悪化でなければ通知をせずとも良いと判断し、通知をしなかった。
- ④支払遅延の理由は支払側がクレームを主張し、支払いを留保しているものであるから、信用悪化でなければ通知せずとも良いと判断し、通知をしなかった。

注意が必要なポイント

その他主な留意点

保険金請求に必要な書類が準備できない場合、保険金のお支払いに支障が生じることもあります。特に、輸出契約や代金に関するエビデンス取得・保管には、十分な注意が必要です。

(保険金支払いのため調査に時間を要した事例)

- ① 輸出契約書他バイヤーとの合意文書の確認に調査を要した。
- ② 仲介貿易部分について契約上の物流と船積書類から確認できる物流の整合性の確認に調査を要した。

注意が必要なポイント

その他主な留意点

エビデンスレスで保険申し込みの場合でも、事故時にはエビデンスの提出が必要です。

- 保険種によっては、エビデンスレスで保険申し込みができますが、あくまで「保険申込時に輸出契約書等の添付は不要」ということであり、後日、事故が発生した際には、全てのエビデンスをご提出頂き、締結された保険契約及びその内容が適切であったかの確認を行います。
- 両者サインのある契約書も必要となりますのでご注意願います。

注意が必要なポイント

その他主な留意点

輸出契約等の相手方等と契約履行について紛争(クレーム等)がある場合には、保険金のお支払いを留保する場合があります。

- 製品及びサービス等について、輸出契約等の相手方との間でクレーム等の紛争がある場合
- 役務契約の相手方からProvisional Acceptance Certificate (PAC) やFinal Acceptance Certificate(FAC)が発行されず債権が確定しない場合
- 信用状取引において、信用状発行銀行がディスクレパンシーを主張し関係書類の引き取りを拒絶した場合

このような場合、裁判や仲裁等、輸出契約等に定める紛争解決手段が実施され、債権額を確定させていただく必要があります。

注意が必要なポイント

その他主な留意点

輸出契約等の相手方から保証金等を受領している場合

お客様が輸出契約等の相手方や第三者から付保対象の取引について保証金、預かり金、担保等（「保証金等」といいます。）を受領されている場合、当該保証金等に相当する金額部分については、保険金支払いの対象となりません。

（当該保証金等は不払いが生じた時点で弁済金として当該未払債務に充当されることになり、損失額の対象とはなりません。）

免責・保険金不払い事項

お客様にご注意いただくポイントを記載しています。円滑に保険サービスの手続きを進める為にも、お客様にはご留意いただくようお願いします。

(記載内容)

1. 主な免責事項(保険金をお支払いできない場合)
2. 保険金不払い又は返還となる場合
3. 保険契約解除となる場合
4. 特約書解除又は失効となる場合
5. お客様に履行していただく約款上の義務について
6. その他ご注意いただきたい主な事項

※詳細は「重要事項説明書」に掲載されております。
NEXIウェブサイトよりダウンロードできます。

免責・保険金不払い事項等

1. 主な免責事項

- お客様の故意又は重大な過失により生じた損失
- 貨物の滅失、き損、だ捕、その他貨物について生じた損失
- 輸出契約等に関するお客様の法令違反があった場合において生じた損失
- 保険責任の開始日前にてん補事由が生じたときの損失
- お客様の告知義務違反により解除した保険契約の損失
- お客様と輸出契約等の相手方が、本支店関係にある、もしくは特定の人的関係・資本関係がある場合における信用危険に対する損失
- お客様が日本貿易保険の承認を受けずに保険の目的を譲渡した場合、当該保険の目的に関する損失

免責・保険金不払い事項等

2. 保険金不払い又は返還となる場合

- お客様の過失(重大な過失を除く)により損失が発生したとき
- お客様が故意又は過失により事実を告げなかつたとき、又は真実でないことを告げたとき
- 故意又は重大な過失により、保険の申込、重大な内容変更の通知及び保険料の納付を遅滞、又は脱漏したとき
- 輸出契約等が無効であったとき
- お客様が約款もしくは特約書の条項に違反したとき

免責・保険金不払い事項等

3. 保険契約解除となる場合(その1)

- 保険申込み時、お客様が損失を受けるおそれのある重要な事実のあること(告知事項)について、故意又は過失により日本貿易保険にこれを告げず、又は真実でないことを告げたとき
- 指定日までに保険料又は延滞金の全額を納付しなかったとき
- 不正競争防止法の贈賄に関する規定に違反したとき
- お客様が約款の条項に違反したとき

免責・保険金不払い事項等

3. 保険契約解除となる場合(その2)

- お客様が輸出契約等の重大な内容変更の承認申請を行った場合であって日本貿易保険が当該変更を承認しなかったとき、又は承認を得る前にお客様が内容変更通知を行ったとき
- お客様が輸出契約等の重大な内容変更について、事前に日本貿易保険の承諾をとり、その際に付せられた条件が成就されていないにもかかわらず内容変更の通知を行った場合

免責・保険金不払い事項等

4. 特約書解除又は失効となる場合

- 故意又は重大な過失により、保険申込み、重大な内容変更の通知又は保険料の納付を延滞、脱漏したとき
- 特約期間中に、外国為替及び外国貿易法等の命令が改正され、日本貿易保険との特約又は約款の改定申込みに保険契約者が応じないとき
- お客様について、破産手続開始等の決定又は外国の法令上これに準ずる手続があったとき、お客様に関する部分については特約書は失効となる